

## 平成20年第3回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程 (第5号)

10月10日(金)午前1

0時開議

日程第 1 議員提出議案第11号 嵐山町議会政務調査費の交付に関する条例の一部

を改正する条例(案)の提出について

日程第 2 議員提出議案第12号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則(案)

の提出について

日程第 3 議案第59号 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第60号 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について

日程第 5 議案第61号 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第 6 議案第62号 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第 7 議案第63号 平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 8 議案第64号 平成19年度嵐山町水道事業決算認定について

日程第 9 議案第66号 町道路線を廃止することについて

日程第10 議案第67号 町道路線を認定することについて

日程第11 請願第 5号 「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政

府に提出することを求める請願について

日程第12 議員派遣の件について

追加

---

日程第13 議案第68号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求める  
ことにつ

いて

日程第14 議員提出議案第13号 消費税の税率引き上げ反対を求める意見  
書(案)

の提出について

日程第15 議員提出議案第14号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を  
求める意

見書(案)の提出について

日程第16 請願第4号の審査期限を延期することについて

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

---

○出席議員(13名)

1番	畠山美幸	議員	2番	青柳賢治	議員
3番	金丸友章	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	吉場道雄	議員	6番	藤野幹男	議員
7番	河井勝久	議員	9番	川口浩史	議員
10番	清水正之	議員	11番	安藤欣男	議員
12番	松本美子	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	柳勝次	議員			

---

○欠席議員(1名)

8番 村田廣宣 議員

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	菅原広子
書記	石橋正仁

---

○説明のための出席者

岩澤 勝 町 長

高	橋	兼	次	副	町	長
安	藤		實	総	務	課長
金	井	三	雄	政	策	経
富	岡	文	雄	務	課	長
中	嶋	秀	雄	町	民	課
井	上	裕	美	健	康	福
田	邊	淑	宏	環	境	課
水	島	晴	夫	産	業	振
木	村	一	夫	都	市	整
小	澤		博	上	下	水
安	藤	高	二	会	計	管
加	藤	信	幸	教	育	長
小	林	一	好	教	育	委
田	幡	幸	信	教	育	委
水	島	晴	夫	教	育	委
				農	業	委
				産	業	振
松	本	武	久	代	表	監
藤	野	幹	男	査	委	員
				監	査	委
				員		

---

### ◎開議の宣告

○柳 勝次議長 ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 20 年嵐山町議会第 3 回定例会第 17 日の会議を開きます。(午前 10 時 31 分)

---

### ◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っております第 59 号議案 平成 19 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、第 60 号議案 平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、第 61 号議案 平成 19 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、第 62 号議案 平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、第 63 号議案

平成 19 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び第 64 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上の決算議案6件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第2号 消費税の税率引き上げ反対を求める意見書の提出を求める請願、請願第3号ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める請願及び文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第5号「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政府に提出することを求める請願の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務経済常任委員会に付託し審査願っておりました議案第 66 号町道路線を廃止することについての件及び議案第 67 号 町道路線を認定することについての件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、追加議案の報告をいたします。議案第 68 号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件、議員提出議案第 13 号消費税の税率引き上げ反対を求める意見書(案)の提出についての件及び議員提出議案第 14 号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書(案)の提出についての件をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、所管委員会から閉会中の継続調査の申し出が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議員提出議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第1、議員提出議案第 11 号 嵐山町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11 番 安藤欣男議員登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) 議員提出議案の提案をさせていただきます。

議員提出議案第 11 号

平成20年10月10日

嵐山町議会議長 柳 勝次様

提出者 嵐山町議会議員 安藤欣男

賛成者 同上 川口浩史

賛成者 同上 松本美子

嵐山町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

それでは、ただいま議題となりました議員提出議案第11号 嵐山町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

かねてより全国地方議会議長会におきまして要望してまいりました「地方議会議員の位置づけの明確化等々」に対しまして、地方自治法の一部を改正する法律が6月10日に衆議院本会議で可決、翌11日に参議院本会議にて可決成立、9月1日に施行されました。この一部改正により、地方自治法第100条第12項に議案の審査または議案の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設、追加され、改正前の同条第12項から第18項までがそれぞれ1項ずつ繰り下げられました。これに伴い、嵐山町議会政務調査費の交付に関する条例におきまして、該当いたします運用規定を改正するものであります。

一部改正の内容でございますが、裏側に新旧対照表がございますので、ごらん願いたいと思います。第1条の条文中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行期日を定めたものでございます。

以上をもちまして、議員提出議案第11号の提案説明とさせていただきます。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第11号 嵐山町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)の提出についての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議員提出議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第2、議員提出議案第12号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11番 安藤欣男議員登壇〕

○11番(安藤欣男議員)

議員提出議案第12号

平成20年10月10日

嵐山町議会議長 柳 勝次様

提出者 嵐山町議会議員 安藤欣男

賛成者 同上 川口浩史

賛成者 同上 松本美子

嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則(案)の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

それでは、ただいま議題とさせていただきました議員提出議案第12号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則(案)につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

地方議会は、住民の負託にこたえ、幅広い活動を行っておりますが、地方分権改革の進展により、地方公共団体の自己決定権や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっております。

これらを反映して、地方議会議員に求められる活動領域も拡大しておりますことはご案内のとおりであります。このため地方議会では、議会における審議や議会運営の充実を図る目的で、協議や調整のための場が実態として設けられておりますが、正規の議会活動は本会議、委員会への出席や議員派遣に限られ、費用弁償の支給や公務災害補償の対象にならないとされてまいりました。このたびの地方自治法の一部改正は、このような地方議会の実態等を踏まえ、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくために、地方議会議員の位置づけや議会活動の範囲の明確化が図られる事態であります。

議会活動の範囲の明確化につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布施行に伴い、地方自治法第100条第12項に議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる規定が新たに設けられ、正規な議会活動として位置づけられました。

このことにより議会活動としての全員協議会を会議規則に規定する所用の改正が必要と思慮されましたので、この議案を提出するものであります。

一部改正の内容でございますが、新旧対照表をご高覧いただきたいと思っております。

今回の地方自治法の改正によりまして、「協議又は調整の場」の規定が、地方自治法第100条第12項におかれ議員派遣の規定が同条第13項となったことから、会議規則の条項立てもこれにあわせ、これまでの「第15章 議員の派遣」の前に新たな規定を置くこととし、「第15章 全員協議会」とし、新たな条文は第121条により第1項では協議又は調整の場を設けるための手続を定め、同条第2項につきまして、構成メンバー、招集権者を規定しております。この結果、議員の派遣の規定は「第16章 第122条」に、補則の規定は「第17章 第123条」となります。このことから目次も改正するものでございます。

なお、附則につきまして、条例の施行期日を定めたものでございます。

以上をもちまして、議員提出議案第12号の提案説明とさせていただきます。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第12号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時47分

---

再 開 午前10時49分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第59号の委員長報告、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第3、第59号議案 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

渋谷決算審査特別委員長。

〔渋谷登美子決算審査特別委員長登壇〕

○渋谷登美子決算審査特別委員長 報告の前に皆さんに30分の開会をおくらせていただき、ご迷惑をおかけしましたこととおわびいたします。ご配慮ありがとうございました。では、決算特別委員会の報告書、読み上げますので。

決算審査特別委員会報告書

平成20年10月10日

決算審査特別委員長 渋谷 登美子

1 付託議案名 議案第59号 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。

2 審査経過及び結果について

9月24日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました議案第59号 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を9月30日、10月2日、10月6日の3日間にわたり審査いたしました。第1日目の委員会は、9月30日に12名の委員及び委員外委員として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに課局ごとに歳出を基本に、歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、政策経営課、総務課、会計課、町民課、健康福祉課の順で質疑を行いました。

質疑は多岐に渡りましたが、平成19年度施政方針の執行についての質疑を中心に報告します。

税務課では、税源移譲で1億6,000万円ほど税収がふえたことにかかり、結果は低所得者層の未納がふえた理由についての質問がありました。それに対して、低所得者層は所得税は事前に給与等で源泉徴収されているが、住民税普通徴収での納付は年4回で支払うので、負担が大きくなった。



また、低所得者層からは分割納付の希望が多いという答弁でした。

政策経営課では、地方交付税の減額について計算方式の変更によるものかという質問に対し、計算方式の変更ではなく、基準財政需要額の単位費用の変更で減額になったとの答弁でした。地方債の借りかえについては、嵐山町は財政力が高いので、利息7%のもののみ借りかえができたという答弁でした。広域路線バスの乗客数とガソリン代などの高騰に対する対応の質問に対し、平成18年度は利用者数1日平均88人、平成19年度は1日平均110人とふえていること。業者より金額の値上げの話はあるが、ガソリン代と保険代は町が負担する協定であるという答弁でした。

総務課では、町制40周年記念事業として行われた火災報知器についての質問に対し、65歳以上2,535基、障害者108基の申請があったこと。区長を中心に防災カードづくりを行ったが、災害時要援護者全員を把握し切れてないとの答弁でした。自主防災組織についての質問では、当初は菅谷地区を計画していたが、七郷地区での防災訓練など自主的な動きがあり、嵐山町最初の自主防災組織としてふさわしいとし、平成19年度は準備を進めたという答弁でした。安心安全パトロール実施結果の犯罪傾向についての質問には、平成16年度比48%の比減、県内ワースト8位からワースト40位まで減少したとの答弁でした。

町民課では、後期高齢者医療創設準備資金について繰越明許になった理由、町の持ち出し分についての質問では、平成19年3月から情報システムを回収し、新システムを導入したこと。住民税情報システムを回収補助金との差額と消費税は町の持ち出し分であるとの答弁でした。住民票閲覧手数料についての質問では、平成18年度11月から閲覧に関する制限が厳しくなり、団体の閲覧は統計調査など公益性の高いものについて許可することに法令が改正され、同時に以前は公益性な閲覧は無料扱いをしていたが、改正後手数料を取ることにしたとの答弁でした。

健康福祉課では、シルバー人材センター補助金の交付基準についての質問では、3年間の会員数によって国は4段階にランクづけし、嵐山町はCランクであるため950万円の補助であり、町も同額補助するという答弁でした。障害者自立支援法に基づく事業の利用が少ないことについての質問には、申請が少ないという答弁でした。また、町単独助成事業の障害者福祉サービスの利用料助成事業についての質問では、法施行時に定められた利用者負担の月額の上限が4分の1まで引き下げられた関係で、助成金額も減額になっているとの答弁でした。

第2日目の委員会は、10月2日に全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員のもとに開会いたしました。

環境課、上下水道課から始め、産業振興課、都市整備課、教育委員会学務課、生涯学習課の順で質疑を行いました。

環境課、上下水道課の質疑では、小千代山購入後、住民からの新たな保全を求める動きについての質問に対し、広野2区に隣接する里山保全の希望があり、広野2区の有志に管理を委託する協定を策定中との答弁でした。合併浄化槽補助金減額の申請を締め切った後の申請についての質問には、現在の補助制度は新築ではなく、改築が対象であるため、需要が少ないこと。市街化調整区域の新設は税務課の把握では40世帯であったとの答弁でした。

産業振興課では、農業振興対策補助金の効果についての質問があり、大豆栽培の転作で効果があったという答弁でした。農業フォローアップの事業内容についての質問では、パイプハウス、酒米、花卉、原油高騰への補助など8件との答弁でした。農業体験学習指導者についての質問があり、嵐山営農と鎌形改良土地改良区の方が町内3校の小学5年生を対象に田植え、稲刈りの指導を行い、収穫した米は学校給食で食べているという答弁でした。

都市整備課では、まちづくり交付金事業の菅谷東西線、川島49号線、踏切工事費、町道1-14号線が繰越明許費になった理由についての質問があり、用地買収にかかり、相手の理解が得られないことが理由との答弁でした。

教育委員会学務課では、さわやか相談員への質問があり、小学生児童相談件数3件、小学生保護者相談件数26件で、小学生の相談内容が把握できてないとの答弁でした。不登校については、小学校1名、中学19名で、そのうち2名については小川町広域適用教室に通級し、学校での生活に戻ったとの答弁でした。

生涯学習課では、体育施設の使用についての使用料徴収するようになってからの利用状況についての質問に対し、変化はないとの答弁でした。青少年に対しての事業が少ないことについての質問では、若い人への対応として放課後子供教室で演劇、バンドがあること、企画しても人を集めることが難しいという答弁でした。

第1日目、第2日目を通し、幾つかの課に共通するものとして、住民、企業のボランティア行為に対しての謝礼についての考え方、施設管理委託での業者と随意契約、電算システムの委託についての質問がありました。

第3日目の委員会は、10月6日に全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を川口委員、安藤委員、清水委員の3名が行いました。

川口委員の総括質疑の概要は次のとおりです。

住宅リフォーム補助制度など補助事業の存続の判断についての質問に対しては、本年11月より補助金検討委員会を設置すること、住宅リフォーム助成制度廃止の考えに変わりはないとの答弁でした。人権フェスティバルの考え方についての質問では、人権について関心の薄い方も参加され、町の人権についての考え方に間違いはないという答弁でした。不登校、いじめ、非行等について学校の対応についての質問には、小学生のいじめは1件、非行はガラスの破損など事件性のあるものがあつたこと。親子関係、急激な家庭環境の変化、不和などが背景にあり、学校では対応し切れず、総合的な対策が必要であること。教師は平日の残業、持ち帰り業務、土日出勤で多様な要求にこたえているという答弁でした。全国統一学力テストの結果の評価、学力テスト参加の是非、所得格差と教育格差の関連についての質問では、学力テストの結果に満足していること。学力テストは国際的に上位であつた日本の子供の学力の低下していることへの総合対策を考えるために国が実施するので、参加していること。知事等の結果公表についての発言には問題があること。所得格差と教育格差の関連については、義務教育では扶助制度があり、見えてこないという答弁でした。セイメイファームの周辺環境改善の質問については、地元、事業者、町の三者で話し合い、調査し、地元意見を受け入れて改善に取り組む状況であり、対話の方向で解決したいという答弁でした。

安藤委員の質疑の概要は次のとおりです。

町民税の未納がふえたことへの対応の質問には、収納の基本を忠実に守ること。新たな未納者を出さないようにすること。土曜開庁など納めやすい状況をつくるという答弁でした。職員体制を17課局から13課局のグループ制に移行したことへの評価を求める質問には、職員適正化計画を柔軟に行える。デメリットが聞こえてこないとの答弁でした。企業誘致についての質問では、この数年が企業の誘致の勝負という考え、人的な対応を強化するとの答弁でした。インターチェンジランプ内企業誘致についての質問には、地権者が1つの企業と決めているので、地権者、町、デベロッパーで協議しているとの答弁でした。各課にわたる印刷製本費についての質問に対しては、50万円以下の契約は随意契約で34件あつたこと。過去の慣習に従っていたため、各課統一マニュアルをつくって随意契約を見直すという答弁でした。町制40周年記念事業の小千代山購入の質問については、破綻した会社の所有地でRCCに差し押さえられていて苦心があつたこと。未買収地については、千手堂の共有地わきを寄附していただく方向、バイパス沿いの共有地は譲っていただく方向、4筆の土地については難しいこと、今後は特

別緑地保全地区に指定すること。自然山を全体的なルートで考えるという答弁でした。

清水委員の質疑の概要は次のとおりです。

税源移譲で結果として町民税の負担が多くなっているの、それに相応した町民サービスの充実が必要であること。住民サービスの充実の1つとして町単独の福祉サービスメニューの利用が少ないことについての考え方を聞く質問に対しては、利用が少ないのは該当者がいないこと。少ないことによるという答弁でした。原油高騰に対しての中小企業、生活困窮者への補助についての質問には、原油価格が本年7月から下がってきていること、国の景気対策の様子を見ながら灯油についてどれだけの補助ができるか推移を見るという答弁でした。中小企業近代化利子補給事業の上限額を上げてはとの質問に対しては、金利が高いときに始まった事業で現在は金利が低く、利用される中小企業者に融資金額も10万円単位から億の単位とばらつきがあり、一律に補助金を交付しているのは制度創設の目的に合わないという答弁でした。家電リサイクル法徹底による不法投棄を防止する方法として粗大ごみの衛生組合の土日持ち込みができる体制づくりについての質問に対しては、衛生組合の土日持ち込みを事務局レベルで検討しており、持ち込み証明書の発行が必要であるため、町村の土日開庁が必要であること。開庁していない町村への対応、衛生組合の人的対応の課題があるという答弁でした。さわやか相談員の学校前相談件数、相談についての学校、教育行政への反映の質問に対しては、中学校区ごとに小学生の件数は把握していること。さわやか相談員だよりを配付していること。学校強制で緊急性のあるものなどは、情報交換しているとの答弁でした。

総括質疑後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

蛇足ですが、総括質疑においていささか決算審査とは異なる質疑についてもお受けして、答弁を求めたことを委員長として反省しています。決算審査は決算審査を次年度に生かす質疑のあり方、展開については今後の課題であると考えます。決算審査と現在の対応、次年度の要望については分け、町長に要望事項として協議して、提案する方法もあると考えます。

以上、議案第59号平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。平成19年度の一般会計決算に反対の討論を行います。

平成19年度は、自然環境の保持のため小千代山を購入したこと、乳幼児医療費から子供医療費に発展させ、補助内容も通院で小学6年、入院で中学3年まで拡大したこと、消防防災では、消防ポンプ車を更新し、住宅用火災報知器を高年齢者等に貸与したことなど評価するものも多々あります。しかし、次の点については認めることができません。

まず初めに、セイメイファームの件です。地元住民はにいと騒音に悩まされております。快適な住環境、生活環境をつくっていくのは町の責任であります。セイメイファームとの話し合いの場はつくりましたが、町はそこにとどまってしまいました。セイメイファームへの強い指導が必要であると考えます。

次に、住宅リフォーム助成制度を廃止したことです。これを今後復活することと、今定例会初日のあいさつの中にもありましたが、一度やめたことは認めるわけにはいきません。リフォームをするなら町内業者にと誘導するのが住宅リフォーム助成制度です。町内業者の育成、発展に大きな力を発揮したこの制度、これをやめたことはいけません。

次に、後期高齢者医療広域連合への負担金の問題です。私たちが指摘したようにお年寄りを苦しめるものであり、その負担の増加と差別医療に対し、全国的に非難が沸き起こっているのが後期高齢者医療制度です。このような制度は廃止が望ましく、広域連合への負担金は認められません。

次に、区画整理への工事請負についてです。これは町が直接の発注者ではないものの補助金を支給している以上、その責任はあると思います。11本の事業のうち6本が同じ業者というのは、余りにも偏っており、疑惑を持たせるものです。もっと公平な扱いにするよう指導していくことが必要です。

次に、町の機構、体制についてです。繰越明許費が多くあった点は単に相手側の問題とだけでは済まされません。十分に話し合える体制がないことが根本にあるものと考えます。今後の体制強化を求めます。

最後に、人権フェスティバルについてです。男女による性差や障害者、病気による者や国籍による者など、多岐に渡って人権が障害され、差別が起きております。そういう点でこのような催しが必要であることは争うものではありません。問題はこの催しの基本的な団体が同和団体であるということ

です。既に差別の解決が終わっている団体では間違っただメッセージ、間違っただ評価が出てしまいます。今後このような形で続けるのならやめるよう主張すべきであります。また、同和予算も認められないことも申し上げます。

以上の点が改善されますことを願い、反対を討論を終わります。(拍手)

○柳 勝次議長 次に、賛成討論を行います。

第 12 番議員、松本美子議員。

[12 番 松本美子議員登壇]

○12 番(松本美子議員) 12 番議員、松本美子、議長のご指名がございましたので、平成 19 年度一般会計歳入歳出決算認定について、会派を代表いたしまして賛成討論をさせていただきます。

19 年度は嵐山町にとりまして記念すべき年で、町制施行 40 周年を迎えた節目の年でありました。地方交付税等の削減の影響を受けて、厳しい 19 年度は歳出合計が決算額で 57 億 6,455 万円の財政運営でございました。地方交付税は 5 億 3,963 万円で 18 年度に比べると 4,839 万円の減収になりましたが、厳しい中での自主財源確保に最大限の努力をなされましたことが随所に見え、評価するものでございます。

町税で見ますと、31 億 7,291 万円と前年度に比べ 3 億 3,446 万円の増額と伸び、自主財源が 37 億 8,494 万円と確保に努力が随所に見られます。国・県の補助金を最大限に生かしたこのように厳しい事業に対しまして、適正な判断と思われ、財政状況運営のもとでしっかりと取り組まれた 19 年度決算というふうに判断をさせていただきます。

まず、取り組まれた事業でございますが、町制施行 40 周年記念事業、または住宅用火災報知器の支給事業、嵐山町第 1 分団第 1 部に消防ポンプ車の更新、自主防災組織の設立、AED の設置の拡大、福祉事業にさらなる拡大をいたしまして、めざせ 100 歳事業、それから乳幼児医療費の通院費を小学生の 6 年生まで、または入院を中学 3 年生までと非常に拡大ができておると思います。それと同時に児童手当でございますが、第 1 子、第 2 子も 1 万円と拡大がされました。

緑地保全事業補助金あるいはふるさと基金によります小千代山の購入ができ、環境保全に取り組めたことは非常によろしいというふうに判断をさせていただきます。

また、まちづくり交付金事業の活用で見ますと、中心市街地の道路整備はもちろん平沢土地区画整理の事業あるいは川島 191、192 号線の道路の整備、294 号線の踏切の再開、駅入り口ポケットパークの工事などそれぞれの交付事業を活用しての着手ができたことは住民の生活にとりまして、活気と活性化が図られ、明るく喜ばしい実現であります。

県に対する長年の要望でございました精進橋もかけかえ工事等が完成に加えて、菅谷三差路整備工事が行われ、安全で利便性が図られ、高く人々が安心して暮らせるまちづくりが実現できたことでございます。

また、明るい社会を実現するためには人権尊重で差別意識を持たないことが最も重要なことでございます。嵐山町において人権フェスティバルが比企郡市で行われ、多くの参加者と盛大に実現できましたことは非常に喜ばしいことと思っております。一人一人のさまざまな人権を守り、そういった姿勢と深い理解が今後とも必要であるというふうに認識をいたしております。

最後になりますが、教育事業で見ますと、さわやか相談員の菅中あるいは玉中への配置、放課後子供教室の推進事業、菅小のエレベーターの改造工事あるいは玉中の防球ネット等で、また各小中学校の補修と改善に取り組みましたこと。さらに、第一、第二給食調理場の建設が庁舎西側へ新設とこれはなりまして、今後期待するところでございます。

結びになりますが、19年度決算は厳しい状況の中で行財政改革を積極的に取り組み、町民の負託にこたえて新規事業、継続事業が見事に実施でき、限られた財源を有効に活用、また健全な財政に努めた決算であり、評価するとともに敬意をあらわすものでございます。今後ますます高齢化も進み、厳しい財政運営となりますが、地域経営を生かした自主財源の確保に努め、公平なる適正な判断と行財政運営を期待し、19年度一般会計決算に対して私の賛成討論とさせていただきます。

皆様方のご協力をよろしくお願いをいたします。(拍手)

○柳 勝次議長 以上で討論を終結いたします。

これより第59号議案 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○柳 勝次議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

---

### ◎議案第60号～議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第60号議案 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、第61号議案 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第6、第62号議案 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第7、第63号議案 平成19年度嵐山町下水道

事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第8、第64号議案 平成19年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上決算議案5件を一括議題といたします。

本5議案につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

渋谷決算審査特別委員長。

〔渋谷登美子決算審査特別委員長登壇〕

○渋谷登美子決算審査特別委員長 それでは、決算特別委員会の報告書を読み上げさせていただきますが、審査経過及び結果についての2から読み上げさせていただきます。

## 2 審査経過及び結果について

9月24日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び平成19年度嵐山町水道事業決算認定について、10月6日の議案第59号の採決後、12名の委員及び委員外委員として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに審査しました。

最初に、議案第60号 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでした。

資格証の発行数、短期証の発行数並びにそれぞれの所得階層の把握についての質問に対し、平成20年5月で資格証明書17件の発行数、短期証86件の発行数であったが、所得階層は把握していないとの答弁でした。医療給付費の増の原因の質問に対して、高額医療費の増で1人当たりの支出が多く、400万円以上2人、300万円以上7件、200万円以上13件、100万円以上36件と高額医療費の増が原因であるという答弁でした。医療費給付の増は、慢性疾患によるものかという質問に対し、高齢化に伴い、循環器疾患、精神疾患、がんがふえているとの答弁でした。保険税の滞納繰越分の収納が増加していることへの質問に対し、平成16年から収税を強化していることにより伸びているという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出



決算認定についての件を審査しました。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 62 号 平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでした。

本町の高齢者の虐待件数についての質問では、警察介入の虐待はなかったという答弁でした。口腔指導委託料、めざせ 100 歳事業など介護予防の委託料が増になると介護保険料の値上がりに通じるという質問に対し、口腔機能の維持向上は介護予防に重要であり、個別、集団指導を介護予防事業の中で行っていること。めざせ 100 歳事業は内容の変更があり、委託料の増になったわけではないこと。平成 18 年の法改正により介護予防に重点が移ってきているということであり、この委託料が増額することによって保険料が上がるものではないという答弁でした。ケアプラン策定では、虚偽申請が問題になっているが、ケアプランの点検についてどのぐらいの事業者があり、どのように行っているかという質問に対して、ケアプランを作成している事業者は、平成 19 年 12 月現在で、町内5カ所の事業者で 83.3% を占めること。ケアプランの審査は国保連合会に審査を委託しており、町単独でケアプランの点検は行っていないという答弁でした。介護予防該当者が増加しているかという質問に対し、高齢化社会で 65 歳以上の方がふえているが、介護保険認定者は 13% 台で落ちついており、平成 19 年度では介護度 4、介護度 5 の人が減少しているとの答弁でした。

質疑を終了した後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号 平成 19 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

審査は歳入歳出を一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

人件費の按分で課長職の下水道の割合を 20% とした考え方についての質問に対し、業務の割合から課長の人件費を下水道分を 20% に見直したこと、人件費の按分については、町長の裁量であるという答弁でした。公共下水道区域外の見直しについての質問には、公共下水道区域外は合併浄化槽で行うという答弁でした。志賀の県道に公共下水道の本管があるが、公共下水道の枠を広げる考えはとの質問に対し、志賀の県道は流域下水道管であり、整備する場合には町がサービス管を設置しなければならない。今後エリアによって町がサービス管を入れるほうが効率的か否かも検討との答弁でした。

質疑を終結した後、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第 64 号 平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件を審査しました。

審査は歳入歳出を一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。特別損失の理由については、居所不明による不納欠損額であるという答弁でした。有収率が下がっていることの質問に対しては、送配水量が過去最高であるにもかかわらず、有収率が 4.59% と大幅な減少であることの調査をした結果、吉田にある第3配水場の流量調査で誤差が生じていた。配水の変換器に原因の可能性がある。漏水ではなく、平成 18 年に比較し、送配水量が 20% 以上増加しているという答弁でした。

質疑の終結後、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、議案第 60 号 平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件ほか4議案についての件をすべて審査終了しました。

これをもちまして、本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、第 60 号議案から第 64 号議案までを一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行いますが、討論、採決につきましては、決算認定議案ごとに第 60 号議案から順次行います。

まず、第 60 号議案 平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

以上で討論を終結いたします。

これより第 60 号議案 平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、第 61 号議案 平成 19 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第 61 号議案 平成 19 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、第 62 号議案 平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第 62 号議案 平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、第 63 号議案 平成 19 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第 63 号議案 平成 19 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、第 64 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

以上で討論を終結いたします。

これより第 64 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

以上で平成 19 年度各種決算認定に関する議案の審議はすべて終了いたしました。

松本代表監査委員、藤野監査委員、ご両名におかれましては、長い間連日猛暑の中、各会計の監査をいただき、また本定例会及び決算審査特別委員会にもご出席いただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝を申し上げます。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時33分

---

再 開 午前11時44分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第66号、議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第9、第 66 号議案 町道路線を廃止することについての件及び日程第 10、第 67 号議案 町道路線を認定することについての件、以上2件を一括議題といたします。

本2件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会より審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

本定例会第6日の9月29日に付託のありました議案第 66 号 町道路線を廃止することについての件及び議案第 67 号 町道路線の認定することについての件、以上2件について審査するため、10月1日午前 10 時から総務経済常任委員会を委員全員出席のもと開会いたしました。

今回付託された2議案は廃止5件、認定8件の合計 13 件であります。

廃止路線の理由は、道路改良事業の実施によるものが4路線、国有財産譲与申請、いわゆる払い下げであります、払い下げに伴うものが1路線です。また、認定路線の理由は、道路改良事業の実施によるものが7路線、東原土地区画整理事業地内完成路線に接道する路線の道路改良事業に伴うものが1路線であります。

当日は説明員として木村都市整備課長、内田都市整備課管理担当副課長及び大島都市整備課管理担当主査に出席を求めました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後に質疑、意見交換という日程で審査を進めました。

質疑の中では次のようなものがありました。

国道254号線が平沢から志賀にかけ4車線化されます。これに伴い、ベシヤ店の角に信号機の設置が必要となり、そのためこの交差点を十字路にする計画であります。つまり嵐山ドライブインのわきに道路整備する計画で、そのための廃止、認定があるわけです。

質問として、なぜ道路整備が必要なのか。現状のまま信号機の設置ができないかということです。この質問に対し、木村都市整備課長は警察署は十字路の交差点にしか信号機の設置を認めていないこと、また嵐山ドライブインの裏に農地があり、進入路を確保しなければ農家の方が行くことができないという説明でありました。

審査の結果ですが、議案第66号 町道路線を廃止することについての件及び議案第67号 町道路線を認定することについての件、以上2件について採決を行った結果、全員賛成でした。

よって、総務経済常任委員会では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

まず、第66号議案 町道路線を廃止することについての件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第 67 号議案 町道路線を認定することについての件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 11、請願第5号「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政府に提出することを求める請願についての件を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会より請願の審査経過並びに結果の報告を申し上げます。

今定例会の初日に当委員会に付託されました請願第5号「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政府に提出することを求める請願であります。

請願の審査のため、10月3日に委員会を全員のもと開会をいたしました。説明員として川口浩史請願紹介議員、中嶋町民課長、矢島町民課保険年金担当副課長に出席を求め、初めに川口浩史請願紹介議員から提出説明をいただき、その後質疑を行いました。

質疑では、中嶋町民課長、矢島町民課保険年金担当副課長から適切な説明をいただきました。

採択すべき立場の委員からは、次のようなご意見が出ておりました。

全国都道府県医師会の半数は反対と、また 27 医師会が批判的なそのような問題もあるという意見。また、次には保険証の取り上げあるいは医療内容が制限されるのではないかと。もう1点は、75歳以上の扶養されていたすべての高齢者が今月の、10月からスタートします年金から天引きされていくというふうに、また新たなる新しい制度が導入されて非常に大変ではない

かと、そういったご意見等もございました。ただいま申し上げたようなご意見が採択すべき立場の委員からはありません。

また、不採択の立場の委員からにつきましては、後期高齢の医療制度の中止・廃止はかなり難しく、意見書の提出は無理であろうということが第1点です。もう1つは、広域連合で4月よりスタートして、ようやく動き出したばかりであると。それに中止・廃止ということは非常に難しいということのご意見です。それと国政においては、天引きあるいは選択というようなあるいは見直しあるいは検討するというような動きも出ておりました、非常にうまく政党が動いておるといったようなご意見等がございました。以上のようなご意見が不採択の立場の委員からもありました。

質疑を終結させていただきまして、討論はなく、採決しましたところ、賛成少数による不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会の請願の審査報告は終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 委員長報告は終わりましたので、質疑を行います。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午前11時56分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告は終わっております。

質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第9番、川口浩史議員、賛成ですか、反対ですか。

○9番(川口浩史議員) 反対です。

○柳 勝次議長 反対。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) ただいまの委員長報告は不採択でありましたので、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度が始まり、大きな批判が全国から沸き起こりました。その理由の第1は、高齢者への差別をすることによって医療費の削減をしようということです。政府は後期高齢者医療制度を準備するに当たり、高齢者について、①複数の病気にかかり、治療が長期化する。②認知症の人が多い。③いずれ避けることができない死を迎えるという心身の特性を上げ、

お金をかけるのはもったいないということで始めた制度です。

第2に、存続すればするほど国民を苦しめる制度です。保険料は天井知らずに値上げされる仕組みです。2年ごとに見直され、75歳以上の人口がふえれば値上がりし、医療技術の進歩など医療給付費が伸びれば値上がりします。まさに将来の値上げを自動化する情け容赦のないものです。また、必要な医療が受けられない差別医療が持ち込まれています。

第3に、すべての世帯に重い負担と医療切り捨てを押しつける制度です。世代間の負担の公平ということで、国の支出を削減し、現役世代と組合健保などに負担を押しつけ、医療の切り捨てを進めるのがねらいです。このことに高齢者は怒っております。その上医師会は高齢者への差別医療を容認できないなど、37の都府県から反対の意思が表明されています。また、組合健保に負担が押しつけられたため、西濃運輸は健保の解散を決め、その後すしチェーンの京樽も解散しました。高齢者が怒り、医師会は反対し、健保組合は解散するというので、舛添厚生労働大臣も9月20日、どんなに論理的で細密につくられていても、国民が支持しないような制度は大胆に見直すべきだと述べ、現行制度を廃止し、新制度創設を検討する私案を明らかにしました。その後これは方向転換されたとはいえ、このような発言をせざるを得ないということはもはや存続不能に陥っていることを示しているものです。

このようなことから後期高齢者医療制度は廃止し、一度もとに戻し、その上で国民が安心できる医療制度をどうつくるかについて国民的討論によって合意を得ていくことが必要だと考えます。よって、本請願にご賛同いただきますようお願いして、反対討論を終わります。(拍手)

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより請願第5号「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政府に提出することを求める請願についての件の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は不採択とすることに決しました。

---

### ◎議員派遣の件について

○柳 勝次議長 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。



お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町会議規則第 121 条の規定によって、お手元に配付したとおおり、派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認め、よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

---

### ◎日程の追加

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議案第 68 号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件、議員提出議案第 13 号 消費税の税率引き上げ反対を求める意見書(案)の提出についての件、議員提出議案第 14 号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書(案)の提出についての件及び請願第 4 号の審査期限を延期することについての件、以上 4 件につきまして日程に追加し、順次議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、本 4 件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### ◎議案第 68 号の上程、説明、質疑、採決

○柳 勝次議長 日程第 13、第 68 号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者より提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 68 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 68 号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町教育委員会委員に関根雅子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する条例(法律第 4 条第 1 項)の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成 20 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までであります。関根氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 教育委員の任期4年という形になりますし、児童生徒の保護者という形になるという今回の人事かなというふうに思いますが、そういう面では子供さんというかは何年生なのでしょうか。任期4年が全うできるそういう形になっているのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 関根氏のお子さんでございますけれども、中学校2年生、それから小学校5年生のお二人でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第68号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、第68号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 零時04分

---

再 開 午後 零時05分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議員提出議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第14、議員提出議案第13号 消費税の税率引き上げ反対を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 本意見書の提出は、本委員会に付託のありました消費税の税率引き上げ反対を求める意見書の提出を求める請願審査の結果、提出するものであります。そのため請願審査の結果からご報告いたします。

10月3日午後1時半から202会議室で委員全員出席のもと開会いたしました。紹介議員として清水正之議員に出席及び説明を求めました。

この中で賛成意見として、ガソリンや資材の値上がりで経費の増大が続いている。また、生活費にこれ以上の負担はかけるべきでないなどの意見がありました。一方で、大企業に負担をかけてよいのか。また、軍事費は日本を守るためにあるので、これ以上は削れないのではなどの意見がありました。しかし、そうした意見の中でも生活必需品にかけることはやめるべきだといった意見が寄せられました。

その後採決に移り、その結果、賛成3人、趣旨採択3人で反対はありませんでした。3対3のため委員長採決となり、私は賛成を選択いたしました。

よって、本委員会は採択となり、本意見書の提出に至った次第です。

それでは消費税の税率引き上げ反対を求める意見書(案)の朗読をいたします。

中小零細企業を取り巻く状況は、建設資材やガソリン等が値上がりし、出費の増大を余儀なくされています。もともと脆弱な体力のため、今、事業の経営に深刻な影響が現れています。このようなときに政府は、消費税率を引き上げる議論が行われています。

1997年に消費税率が3%から5%に引き上げられたとき、上向き傾向にあった景気が、国民の消費は冷え込み、一気に景気低迷に陥り大きな打撃となりました。

現在日本は、アメリカのサブプライム問題の影響で、景気が下降しています。そこに消費税率の引き上げが行われれば、仕事と暮らしに大きな打撃を与え、また国民の準備を冷え込ませ、5%に引き上げたときよりも景気低迷に陥ることは間違いないと考えます。

よって政府においては、国民の仕事と暮らしを守るため、税率引き上げはしないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 柳 勝次

送り先として衆参の両議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣でありま

す。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

まずは反対討論から行います。

第5番、吉場道雄議員。

〔5番 吉場道雄議員登壇〕

○5番(吉場道雄議員) 議員提出議案第13号 消費税の税率引き上げ反対を求める意見書(案)に反対の立場で討論を行います。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機は現在全世界に影響を与えています。我が国経済でも株価の大幅な下落など厳しさを増し、実態経済に大きな影響が出てくる状況であり、消費税の税率引き上げの議論は出てくる状態ではないと思います。しかしながら、少子・高齢化社会などは急速に進展する社会情勢の中にあって、年金の問題、老人保健制度の問題、介護保険制度の問題など少子化対策等の社会保険に要する財源などの確保をどうするかを考えると将来的には消費税の税率の引き上げは避けては通れないと私は認識しておりますので、したがって、本案に対して反対し、討論いたします。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。消費税引き上げ反対を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

まず、委員会で趣旨採択ということで委員会では反対の人はだれもいなかったというふうに報告がありました。同時に今言われたこと、経済そのものが悪くなってきているということであるならば、なおさら消費税を上げることによって経済を悪くする道を閉ざしてはならないというふうに思います。

それでは、私のほうは賛成の立場から話をしたいというふうに思います。

消費税に関しては、7月行われた全国誌共同通信社でも社会保障の財源のための消費税引き上げに賛成が33.8%に対して、反対が61.8%と大きく上回っています。この調査でも明らかのように、国民の多数は消費税増税は願っておりません。

こうした中で、麻生首相は自民党総裁選挙中に2001年から1%ずつ上げて、15年には税率を10%などと消費税の大増税をねらい、公言をしています。民主党も当面は据え置くとはいいいながら、近い将来の増税を否定して

いません。

政府はこの10年間に大企業、大資産家には7兆円もの減税を行う一方、国民には小泉内閣以降定率減税の廃止や年金課税の強化など5兆円を超える増税が押しつけられてきました。厚生労働省の2007年国民基礎調査概況でも、生活が苦しくなったと感じている世帯の割合は過半数を超え、57.2%と6年連続で過去最多となっています。消費税導入時でも5%の引き上げのときも、そして現在も社会保障のため国の財政が大変などと増税の理由とされています。消費税の財源を確保するためには、むだなダム、港湾などの大型開発や320億円の政党助成金の廃止などあらゆるむだにメスを入れることです。

また、米軍への年間2,500億円もの思いやり予算の廃止、大企業、大資産家への行き過ぎた減税をもとに戻すだけでも7兆円の財源が確保できます。消費税が導入されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまいます。

そもそも消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる最悪の逆進的な税金です。増税が貧困と格差を一層ひどくすることは明らかです。先ほど冒頭に申し上げましたように、委員会での反対者はだれ一人おりません。ぜひ皆様のご賛同をいただき、可決させていただくことをお願いをして、討論とします。(拍手)

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第13号 消費税の税率引き上げ反対を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

念のために反対の議員の挙手を求めます。

[挙手同数]

○柳 勝次議長 挙手同数であります。

挙手同数のため、地方自治法第116条第1項に基づき、議長採決といたします。

議長は本案に対し反対であります。

よって、本案は否決されました。

なお、本案否決によりまして、請願第2号 消費税の引き上げ反対を求める意見書の提出を求める請願は、不採択されたものとみなします。

---

### ◎議員提出議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第15、議員提出議案第14号 ミニマムアクセス米の輸入の一時停止を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたし

ます。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔何事か言う人あり〕

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○柳 勝次議長 静かに願います。

委員長続けてください。

○9番(川口浩史議員) 本意見書の提出は、本委員会に付託のありましたミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書の提出を求める請願審査の結果、提出するものであります。そのため請願審査の結果からご報告いたします。

10月3日、消費税の税率引き上げ反対を求める意見書の提出を求める請願の後、ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める請願審査に入りました。

紹介議員は清水正之議員、説明員として水島産業振興課長に出席を求めました。

清水正之議員は、国内米だけで足りているのに、わざわざ輸入をし、その保管だけで年2,600億円もかかっていることなどの説明がありました。

その後、意見交換を行い、汚染米問題についての意見が多くあり、悪質な業者と農林水産省批判が多くありました。

その後採決に移り、全員賛成で採択となりました。

よって、本意見書の提出に至った次第であります。

それではミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書(案)を朗読いたします。

食糧不足、食料高騰の原因は、原油の高騰・地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増に伴う需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投機資金が穀物市場に流れ込んでいることにある。

このように、原因が構造的で複合的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念される。

現在、日本はミニマムアクセス米を毎年77万トンも輸入しているが、政府は今年度飼料用に70万トン振り向ける計画と言われている。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当てを必要とする米の量に匹敵するもので、それを飼料用にまわすなど、人道上も許されるものではない。また、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な米の価格の高騰を助長するとならざるを得ない。その一方で、国内では「生産

過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されており、矛盾は明らかである。

いまや自国の食糧自給に責任を負うことが、その国の固有の権利＝「食糧主権」という考えは世界の大きな流れになっている。

国際的に米や穀物の供給が逼迫し、価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組みにとらわれることのない対応が求められている。

よって政府は、ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 柳 勝次

送り先として衆参の議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣であります。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 字句なのですが、このまま出すと誤解というか誤解、半ばなのですが、何行目というのか、半ば、「高騰を助長することにならざるを得ない」、「こ」が入るのだと思うのですが、いかがなのですか。

○柳 勝次議長 川口浩史委員長。

○9番(川口浩史議員) ご指摘のとおりで、私のワープロ打つときの脱字がありました。ご指摘ありがとうございました。訂正させていただきたいと思えます。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第14号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

なお、本案の可決によりまして、請願第3号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める請願は、採択されたものとみなします。

---

◎請願第4号の審査期限を延期することについて

○柳 勝次議長 日程第16、請願第4号の審査期限を延期することについての件を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託中の請願第4号 嵐山町の子供たちが安心・安全な学校生活が送れるように願う請願書の件については、10月10日までに審査を終了するよう期限をつけましたが、同委員会から会議規則第46条第2項の規定により、11月30日までに期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。委員長の要求のとおり期限を延期することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号 嵐山町の子供たちが安心・安全な学校生活を送れるように願う請願書の件の審査期限を委員会の要求のとおり11月30日までに延期することに決しました。

---

◎日程の追加

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出

○柳 勝次議長 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

---

◎町長あいさつ

○柳 勝次議長 これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了い



たしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 20 年第 3 回定例会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9 月 24 日に開会をされ、10 月 10 日の本日まで 17 日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成 19 年度一般会計決算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご承認を賜り、教育委員会委員の責任につきましてもご同意を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。議案審議並びに一般質問を通じましてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討いたして対処する所存でございます。

また、松本代表監査委員並びに藤野監査委員におかれましては、連日にわたりご出席を賜り、暑く御礼申し上げます。審査意見書につきましては、十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、ここ数日の経済状況の大激変は震源地の米国から全世界に波及をしております。一昨日の東京株式市場の大暴落で、政府も補正予算に続く緊急対策を用意するようでございます。しかし、今後に大きなダメージが残っていくことは避けられない状況となっております。新年度予算編成を目前にいたしまして、大変憂慮しておりますが、困難の中にも英知を結集をして、汗を流しながら町民サービスのさらなる向上を期していきたいと思っております。

終わりに当たりまして、秋も大分深まり、朝晩の涼しさは際立つようになりました。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、さらにご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。(拍手)

---

### ◎議長あいさつ

○柳 勝次議長 次に、本職からあいさつを申し上げます。

平成 20 年度第 3 回定例会も本日をもって閉会となりますが、9 月 24 日からきょうまで 17 日間という長期間にわたり、議員皆様には熱心な、そして活発な審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご尽力をいただき、ここに第 3 回定例会が無事閉会できますことに対し、厚く御礼申し上げます。今議会は町長再選後の初議会であり、執行側の皆さんも我々も新たな気持ちで議会に臨むことができたのではないかと思います。その意味でも町長を

はじめ執行機関の皆様には、審議の間常に真摯な態度をもってご審議にご協力いただき、そのご労苦に際しましても深く敬意を表するものであります。

提出された議案は、人事、条例、補正予算、決算、その他で合計 24 件でありましたが、すべて原案どおり可決されました。また、議員提出議案は 4 件提出され、うち 3 件が可決されております。決算審議には、特別委員会方式となって 3 年目となり、充実した審議がなされたのではないかと考えられます。特に 1 期生の皆さんには初めての決算審議でもありまして、多くの経験を積まれたのではないかと推察されます。委員長を務められました渋谷委員長並びに村田副委員長には、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。一般質問には 10 名の議員が登壇され、当面する町の諸問題に対し、活発なる議論が展開されました。その中の提言やご意見は、今後のまちづくりに大いに生かされることを期待するものであります。

さて、今議会は本年度より義務づけられました決算年度における健全化判断比率及び資金不足比率が報告されました。幸い本町では、町長はじめ執行部職員の努力で連結実質赤字比率をはじめすべての項目が良好であります。しかしながら、現在周知のように世界的な株安が象徴するように、経済の先行きは極めて不透明であります。町執行部におかれましては、今後も厳しい管理のもとに健全財政を継続、努力されるよう切に希望するものであります。

結びに執行の皆様、議員の皆様におかれましては、暑さの峠は過ぎたとはいえ、季節の変わり目でもあります。健康には十分注意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

---

### ◎閉会の宣告

○柳 勝次議長 これをもちまして、平成 20 年嵐山町議会第 3 回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時 27 分)